

令和2年度 多賀城市社会福祉協議会 事業計画

【基本的な考え】

人口減少・少子高齢化に伴い、将来の我が国の経済・社会の存続の危機が懸念される中、現在の地域社会においては、地域住民のつながりの希薄化、核家族化やひとり親世帯の増加、生活困窮に関する問題など、それぞれが絡み合う複雑・多様化した課題が顕著になっており、地域におけるつながりの再生と住民が主体となって地域での問題・悩みごとなどを解決していく力の強化が、今後の大きな課題となっています。

このような状況の中、高齢者の分野においては、いわゆる「2025年問題」、さらにその先を見据え、住み慣れた地域で安心感のある生活を行うことができる、高齢者の尊厳の保持と自立支援を目的に、地域づくりと高齢者のケアを組み合わせることで、「地域包括ケアシステム」の取組みが今現在進められています

今後は、これらの取組みをさらに深め、「支える側」「支えられる側」といった固定的な捉え方ではなく、子供も高齢者も障害をお持ちの方も地域社会の一員として包摂し、地域の皆がお互いに支え合える細やかなネットワークのある社会、いわゆる「地域共生社会」の実現が大きく掲げられています。

その「地域共生社会」の実現へ向けて必要なこととして、地域における「他人事」を共感のある「我が事」に変えていくことで地域に共生の文化を生み出すことと、縦割りの分野ごとではなく住民の抱えている課題を「丸ごと」受け止める場を地域住民の身近な圏域につくり出すことがあります。

このことから、これまでの社協事業の取組みを踏まえながらも、住民相互のつながりを育み、早期に地域の課題を発見・解決するために、民生委員児童委員や町内会等の動向を踏まえつつ連携を取りながら、身近な地域での新たな相談支援や地域づくりへの取組の検討が必要になってきます。

社会福祉協議会は社会福祉法上において、地域福祉を推進する中核的な組織として位置付けられていますが、この「地域共生社会」の実現に向けた体制づくりの中心的な役割を担い得る機関として、社協以外にも、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関やNPO等々の相談支援機関が挙げられていることから、より一層、地域社会に対して社会福祉協議会本来の役割を果たすことが求められています。

また、組織運営においても、引き続き法人制度改革の趣旨に則り、公益性を持つ社会福祉法人として、経営組織の統治機能の強化・維持や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を図り、今後の地域福祉推進に必要な基盤の整備と強化を図ります。

多賀城市社会福祉協議会では、このような「地域共生社会」実現への動きを捉えながら、組織・事業の整備に努めるとともに、行政・関係機関・各福祉団体との連携を深めながら、地域福祉の向上に努めます。

以上の考えのもと、令和2年度において、次の事業に取り組みます。

【事業計画】

1. 地域福祉事業の推進

ふれあいまちづくり事業を行う。

希薄化する地域のコミュニティを再生・活性化するため、市内全域を対象に、地域での活動（健康教室やお茶っこ飲み会、こども食堂など）に活動資金の助成を行う。

2. 老人福祉事業の推進

ひとり暮らし老人の会食サービス事業を行う。

民生委員児童委員・調理ボランティアの協力のもと、市内70歳以上のひとり暮らし老人の食生活を補うことで、健康増進と安否の確認及び交流を楽しむ場の提供と孤独感の緩和を図ることを目的に会食型サービスを行う。

3. ボランティア事業の推進

- (1) 社会資源としてのボランティアの発掘・開拓と、養成・派遣に努める。
- (2) 各種ボランティア・活動団体との連携を図り、活動しやすい環境づくりに努める。
- (3) ボランティア養成講習会の開催（福祉活動の担い手の養成）
- (4) 介護支援ボランティア活動ポイント事業を行う。

4. 福祉教育普及事業

福祉教育・福祉学習普及に努める。

5. 福祉機器貸出し事業

車椅子・白杖等、福祉機器の貸出しを行う。

6. 相談事業の推進

- (1) 複雑多様化する相談業務に対応するため、心配ごと相談事業、人権相談所の運営強化を図る。
- (2) 各種相談事業を窓口とし、個別支援を行ない、民生委員児童委員や生活困窮者自立相談支援機関、行政等多様な関係機関とのネットワーク機能を十分発揮しながら、総合的な相談支援体制を確立する。

7. 生活支援事業の推進

- (1) 生活福祉資金、生活安定資金等の一時貸付により、世帯の自立更生を図る。
また、相談者の状況により、生活困窮者自立相談支援機関とともに相談を進め、相談者の資金貸付以外も含めた総合的な相談支援を行う。
また、本会で実施する生活安定資金貸付事業における償還に関して、償還金滞納に対する基本方針及び手順書に基づき、滞納防止と抑制及び滞納整理を行う。
- (2) 福祉サービス利用援助受託事業（まもり一歩）により、認知症、知的障害・精神障害者等、判断能力の不十分な社会的弱者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援活動を行う。
 - ・日常的な金銭管理が困難な方に対し、ニーズに合わせた生活支援を行う。
 - ・福祉サービスの利用援助や税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続きなどを行う。

8. 関係機関・団体との連絡調整を図る。

行政及び生活困窮者自立相談支援機関やその他関係機関・団体との連携を図り、福祉サービスの向上を目指す。

9. 福祉団体への助成及び育成指導に努める。

- (1) 各種団体の行事・研修・大会等への協力により、団体活動者の育成指導に努める。
- (2) 各種団体の連絡会議の開催

10. 多賀城市共同募金委員会に係る事務事業を行う。

- (1) 一般世帯や法人、学校、職域など多くの方々から共同募金運動への理解と協力を得られる募金活動を行い、地域の寄付文化の醸成を促す。

- (2) 歳末助け合い配分による、生活困窮世帯・社会福祉施設等への激励を行う。
- (3) 宮城県共同募金会による配分金事業の広報及び受付窓口として、広く事業の紹介・利用促進をすることで、地域社会の福祉の向上を支援する。(テント配分支援事業、住民力・地域力・福祉力を高める支援事業等)

11. 広報活動

- (1) 広報紙「社協だより」の発行及び市政だより等の利用による啓発に努める。
- (2) 「社協だより」を、年2回発行し、ふれあいまちづくり事業や共同募金配分金の助成団体等の活動(サロン活動や町内会活動)を紹介することで、地域活動の促進啓発に努める。
- (3) 各種行事・大会における啓発に努める。
- (4) ホームページを活用した啓発に努める。

12. 災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置運営できる体制を整備する。

- (1) 災害ボランティアセンター設置運営に関して、民生委員児童委員をはじめとする関係者と、非常時の協力体制を構築するため、設置運営に関する共通理解を得るための研修会を開催する。
- (2) 多賀城市の総合防災訓練と協同して、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行う。

市の総合防災訓練の一環として設置運営訓練を実施し、行政・市民・協力者等のネットワークの中で設置運営手順を確認することで、非常時の実践性を確保する。

13. 地域福祉活動計画の策定

本会が今後目指す地域福祉のあり方とその実現に向けて、多様な活動主体と連携・協働して進めていく施策等を示す行動計画である「多賀城市地域福祉活動計画(第1期)」を、宮城県社会福祉協議会の協力のもと、地域福祉推進の両輪となる「多賀城市地域福祉計画(第4期)」の策定と足並みを揃え策定作業を進める。(令和2年度中に策定、令和3年4月から実施予定。)

14. 地域共生社会実現へ向けての地域での仕組みづくり

地域の身近な圏域における相談支援・地域づくりの拠点(例:地区社会福祉協議会=地元住民主体の福祉活動団体)整備に向けて、区長制度廃止後の町内会組織の動向に注視しながら、町内会、民生委員児童委員、福祉団体等との協力体制を構築する。

15. 組織体制の整備

事務事業の拡充・強化に備えて、内部規程の整備や今後の財政状況を見据えた人事労務管理も行い、将来の展望に立った体制づくりに努める。

16. 財政基盤の確立

安定した事業運営を図るため、将来にわたっての安定的な自主財源の確保に努める。（一般会員及び特別賛助会員の加入促進）

17. 職員の人材育成に努める。

職員の知識・能力・資質向上のための各種研修会等への参加

- ・階層別研修会（宮城県社会福祉協議会）
- ・介護支援専門員関連研修（宮城県社会福祉協議会）
- ・地域づくり関連の研修会（全国コミュニティライフサポートセンター(CLC)、宮城県サポートセンター支援事務所等）
- ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム
（東北学院大学）
- ・各種事業・業務ごとに開催される担当者研修会・説明会、等々。

18. 社会福祉センター維持管理

- ・防火設備、自動ドア、エレベーターの定期点検実施
- ・定期清掃（毎週火曜日）

20. 居宅介護支援事業の一層の経営充実に努める。

- (1) 保険制度や市場動向の変化を注視し、安定した事業経営に努める。
- (2) 在宅介護の充実がさらに求められている中、高齢者が明るく前向きな在宅生活を過ごせるよう、自立支援を目標に利用者個々のニーズに沿ったケアプランを作成し、家族や関係事業者等と連絡・調整をきめ細かく行って質の高いサービスを提供する。

21. 利用者に寄り添いながら他事業所への移行を完了させ、訪問介護等事業を廃止する。

廃止を計画している訪問介護等事業（訪問介護事業・第1号訪問事業・障害者居宅介護事業）のうち、利用者の他事業所への移行が済んでいない事業に関して

一時的な事業の継続を行い、利用者へ寄り添いながら他事業所への移行を済ませ、事業を廃止する。

22. 多賀城市中央地域包括支援センターの事業運営を行う。

- (1) 安定した事業経営の確立と運営の充実に努める。
- (2) 高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、高齢者の福祉や介護等に関する相談や権利擁護相談に応じるとともに、包括的で継続的なケアマネジメント支援、介護予防マネジメント業務の実施並びに保健・福祉・医療との連携に努める。
- (3) 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを配置し、協議体の運営等により地域住民や関係機関と意見交換を重ね、地域の特性や実情等の地域資源の把握を行い、地域での支えあいの仕組みづくりを推進する。

23. 指定管理者制度による多賀城市シルバーヘルスプラザ並びに多賀城市屋内ゲートボール場の管理運営を行う。

- (1) 受託施設の管理運営に努め、利用促進を図る。
- (2) 高齢者の生きがいと健康維持増進、介護予防につながる事業の推進に努める。

24. 多賀城市福祉工房のぞみ園（就労継続支援B型事業）の事業運営を行う。

1、サービス目的

障害のある方が自立した日常生活を送り、社会参加することができるよう就労継続支援B型事業を実施し、通所による就労や生産活動、その他の活動を提供し、一般就労に必要な知識や能力の向上が図られるよう支援する。

2、利用定員 40名

3、活動内容

(1) 作業活動

利用者が訓練しながら作業収入を得るため、以下の作業を行う。

- ア 請負作業 地域の企業や多賀城市の協力を得て、請負作業を行う。
- イ リサイクル作業 多賀城市内を中心に段ボール、新聞、アルミ缶などの資源物を回収する。
- ウ 施設外就労 一般企業の中で、請負作業を実施する。
- エ 物品販売 あやめ祭り、地区夏祭り、バザーなどで物品販売を行う。

(2) 社会活動

社会参加をとおして、自立した生活を送るための以下の訓練・行事を実施する。

- ア 宿泊訓練 セツ森希望の家、温泉施設等の利用
- イ 調理実習 簡単な料理を自分たちで作る実習
- ウ 公共交通機関の利用訓練 障害者も利用しやすい公共交通機関の利用
- エ 一般企業や工場の見学 一般就労の場としての職場見学の実施
- オ 地域社会との交流 あやめ祭り、地区夏祭り、バザーをとおして地域と交流を図る。
- カ その他 芋煮会、クリスマス会、スポーツなどのレクリエーション事業

4、その他

- (1) 作業収入の拡大を図るため、必要に応じて土曜開園を実施する。
- (2) 老朽化した空調設備を整備する。

25. ホーム桜木及びホームさざんか（共同生活援助事業）の事業運営を行う。

1、サービス目的

地域において自立した日常生活を送り、社会参加することができるよう共同生活援助事業を実施し、共同生活住居において、利用者が協力しながら生活できる環境を提供するとともに、入浴、排せつ、又は食事等の介護、相談その他の日常生活の支援を行う。

- 2、利用定員 ホーム桜木（男性） 6名
ホームさざんか（女性） 7名

3、サービス提供内容

- (1) 相談及び援助 利用者や家族が希望する日常生活上の相談や援助を行う。
- (2) 食事 栄養バランスや各利用者の食事制限等を考慮して提供する。
- (3) 排せつ 排せつ支援を行う。
- (4) 入浴 入浴支援を行う。
- (5) 整容・着替え等 整理整頓や身だしなみ、季節に応じて衣替えなどを支援する。
- (6) 健康管理 疾病予防に努め、必要に応じて通院支援を行う。
- (7) 活動支援 地域行事への参加、買い物支援等を行う。

4、その他

週末に行事を行うなど、利用者にとっても魅力的なホーム環境に心がけ、利用日の拡大を図る。